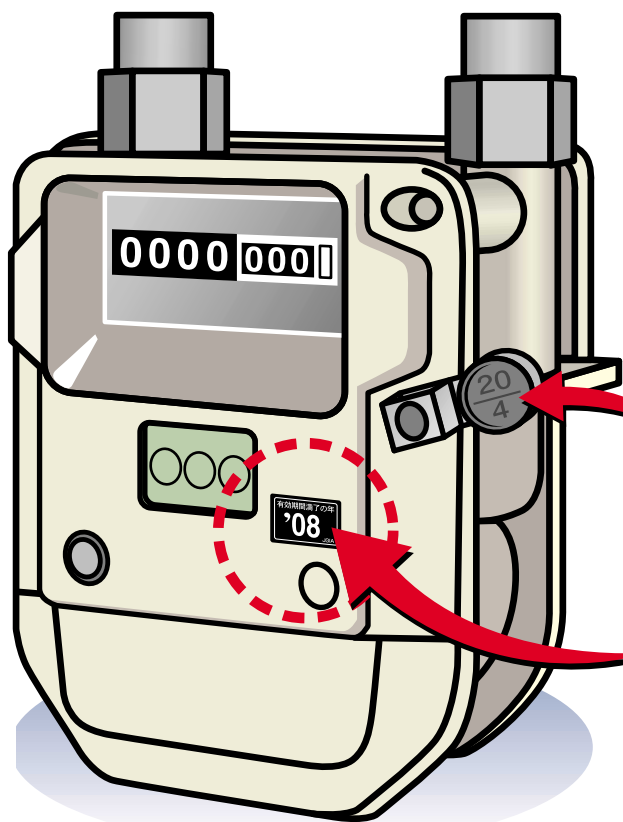


ガス事故の未然防止、安全・安心のため、ガスメーターを有効期間内に交換しましょう。



ガスメーターの有効期間は**10年**です。

ガスメーターに貼ってある「有効期限を示すステッカー」および「検定証印鉛」を確かめてください。

※10年を超えて使用すると、**計量法違反**となります。
※業務用の大型メーターの有効期間は7年です。

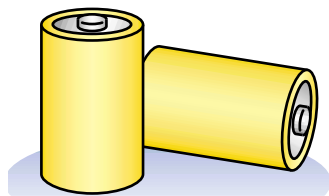
検定証印鉛

平成20年4月までに交換すべきことを表しています。

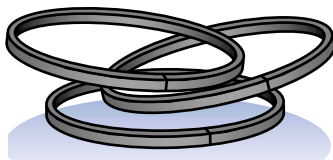
有効期限を示すステッカー

2008年中に交換すべきことを表しています。

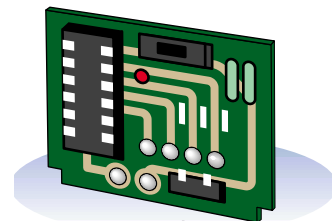
ガスメーターには、経年変化する外観から見えない機能部品が使用されています。以下の部品は特に経年変化で劣化が生じる部品ですが、外観からはわかりません。これらの部品が劣化すると、マイコンメータの保安機能が正常に働かなくなり、安全を保つことはできません。



電池

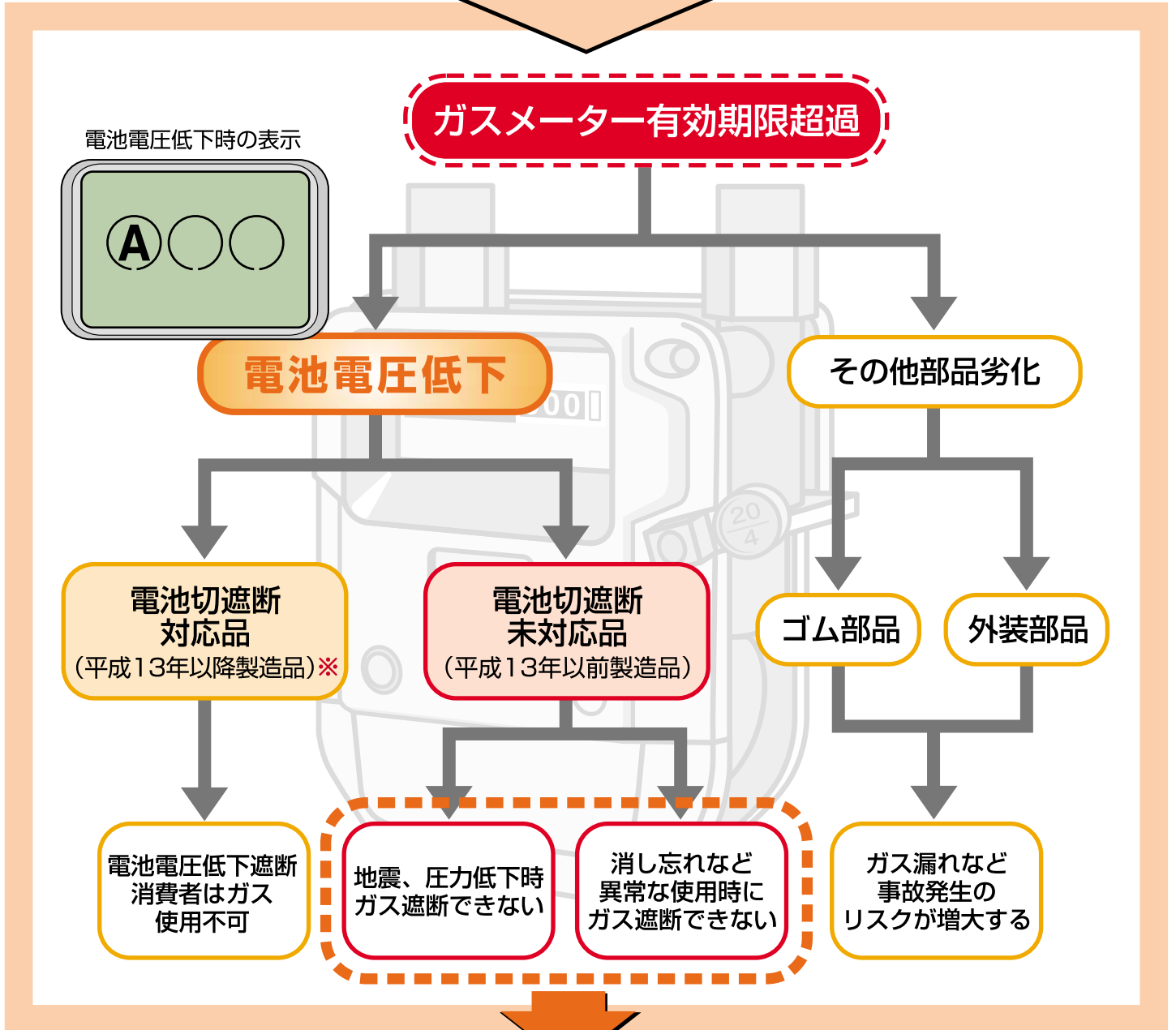


ゴム部品



電子部品

有効期限を守らなかった場合に ガス事業者が受けるリスク



ご注意



電池切遮断対応品
(平成13年以降製造品)※



未対応品
(平成13年以前製造品)

●平成21年、22年に検満となるメーターは電池切遮断機能が入っていません。検満品の交換は確実に行ってください。

※平成13年以降製造品(検満年、平成23年以降)のマイコンメーターは順次、電池切遮断対応品に切り替わっています。